

第9号議案

春日市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和8年2月24日

春日市長 井 上 澄 和

提案理由

介護保険法施行令(平成10年政令第412号)の一部改正に伴い、令和8年度の介護保険料の段階に係る基準等に関し、所要の規定の整備を図る必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

春日市介護保険条例の一部を改正する条例

春日市介護保険条例(平成12年条例第23号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項第1号中「第39条第1項第1号」を「第38条第1項第1号」に改め、同項第2号中「第39条第1項第2号」を「第38条第1項第2号」に改め、同項第3号中「第39条第1項第3号」を「第38条第1項第3号」に改め、同項第4号中「第39条第1項第4号」を「第38条第1項第4号」に改め、同項第5号中「第39条第1項第5号」を「第38条第1項第5号」に改め、同項第6号から第12号までを次のように改める。

- (6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 85,680円
- (7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 92,820円
- (8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 107,100円
- (9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 121,380円
- (10) 令第38条第1項第10号に掲げる者 135,660円
- (11) 令第38条第1項第11号に掲げる者 149,940円
- (12) 令第38条第1項第12号に掲げる者 164,220円

第9条第1項第13号中「前各号のいずれにも該当しない者」を「令第38条第1項第13号に掲げる者」に改め、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項第1号」を「第1項第1号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 令和6年度から令和8年度までの令第38条第1項第6号の基準所得金額は、同条第6項の規定に基づく介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第143条の規定にかかわらず、125万円とする。

第11条第3項中「第39条第1項第1号イ」を「第38条第1項第1号イ」に改め、「同号イ」を削り、「若しくは第5号口又は第9条第1項第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ若しくは第12号イ」を「、第5号口、第6号口、第7号口、第8号口、第9号口、第10号口、第11号口又は第12号口」に、「第39条第1項第1号から第5号まで又は第9条第1項第6号から第12号まで」を「第38条第1項第1号から第12号まで」に改める。

第16条第2項ただし書を次のように改める。

ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

第16条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 前項の場合において、特別徴収の方法による保険料については、普通徴収の方法及び納期に変更して取り扱うものとする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。